

東京都子供・子育て会議  
幼保連携型認定こども園部会（第1回）

平成26年2月25日（火曜日）

東京都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

午後6時00分開会

○調整担当課長（生活文化局私学部） それでは、定刻になりましたので、ただいまから、東京都子供・子育て会議第1回幼保連携型認定こども園部会を開催したいと思います。

本日は、皆様、お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、本部会の事務局書記を務めさせていただきます生活文化局私学部調整担当課長の高田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。失礼して着席させていただきます。

最初に、お手元の配付資料についてご確認いただければと思います。

資料の1枚目、会議次第の下に配付資料一覧を記載しております。本日は、資料1から資料4までと、参考資料として1から7をご用意しております。また、事前に事務局から送付しましたこれらの資料について、入谷委員からご意見、ご質問が提出されておりますので、こちらもおわせてお配りさせていただいております。不足等がございましたら、事務局にお申し付けください。

次に、本部会の運営について申し上げます。

先日開催しました計画策定・推進部会と同様に、本部会は公開とさせていただきます。本日、傍聴者の方が入っておりますので、ご了承ください。

配付資料及び議事録につきましては、後日、ホームページで公開させていただきます。

続きまして、部会委員のご紹介をさせていただきます。資料1をごらんください。幼保連携型認定こども園部会の委員構成につきましては、網野会長の選任によりまして、資料1のとおり決定させていただきます。先日、皆様にご連絡をさせていただいたところで

す。本日は、第1回目の幼保連携型認定こども園部会ではありますが、委員のご紹介は、時間の関係もありまして、名簿をごらんいただくということで省略させていただきたいと思ひます。

また、本日の出席委員ですが、東京都民間保育園協会会長の斉藤委員、東京大学大学院情報学環教授の佐藤委員、奥多摩町福祉保健課長の清水専門委員は、所用により欠席でございます。

本日は、東京都民間保育園協会の川下副会長にオブザーバーとして参加していただいております。

部会委員につきましては、16名中13名のご出席をいただいておりますので、定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

次に事務局ですが、資料2の事務局名簿と座席表の配付をもって紹介は省略させていただきます。

カメラ撮りの取材はここまでとさせていただきますので、ご退室のほう、よろしく願いいたします。

それでは、柴崎部会長に一言ご挨拶をいただきまして、ここからの進行は部会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○柴崎部会長 部会長を務めさせていただきます大妻女子大学の柴崎です。よろしく願いいたします。座って話をさせていただきます。

この部会は幼保連携型認定こども園部会ですので、これから新たな形の認定こども園の基準を東京都としてはどのように策定するかという大変大事な部会です。私も、認定こども園にかかわってもう十数年たっていますが、そうした経験を思い起こしながら、東京都の将来を担う子供たちのための基準づくりを皆さんと一緒に、知恵を出し合いながら進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次第によりますと、次は副部会長の選任です。東京都子供・子育て会議の条例では、部会長は、職務代理者をあらかじめ指名するとされておりまして、私としては、計画策定・推進部会の部会長をされておりまして柏女委員に副部会長をお願いしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柴崎部会長 ありがとうございます。

では、柏女委員、副部会長席へお移りください。

(柏女委員、副部会長席へ移動)

○柴崎部会長 では、柏女副部会長より、一言ご挨拶をお願いいたします。

○柏女副部会長 今ほど、柴崎部会長より、副部会長をとということでご指名をいただきました、淑徳大学の柏女と申します。計画策定・推進部会とバーターのような形になっておりますけれども、柴崎部会長をお支えし、かつ、計画策定・推進部会の部会長として連携をとりながら、チームワークよく進めていきたいと思っておりますので、どうぞご協力のほどよろしく願いいたします。

○柴崎部会長 よろしく願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

幼保連携型認定こども園部会では、新たな幼保連携型の認定こども園の認可等について

の調査・審議を行います。

それでは、ご議論していただく前に、事務局から、本日の配付資料の説明をお願いいたします。

○調整担当課長 説明させていただきます。資料3をごらんください。

資料3は、新たな幼保連携型認定こども園、現行の幼保連携型認定こども園、幼稚園・保育園等の基準と、本部会の委員の皆様事前に資料をご説明して、ご意見をいただいたものをまとめたものです。

1 ページをごらんください。まず、新たな幼保連携型認定こども園の基準策定についての国の基本的な考え方ですが、現行の幼保連携型認定こども園に適用されている基準を基礎とした上で、幼稚園と保育園の基準が異なる事項は、高い水準を引き継ぐということと、質の確保に留意しつつ、既存施設の有効活用や円滑な移行に配慮し、移行特例を設ける、となっております。それらを踏まえまして、昨年末に国が示した基準に対しまして、本部会の委員の皆様から事前にご意見をいただいておりますので、そのご意見を中心に説明させていただきますと思います。

1 ページ下段の「施設位置」です。新設の基準では、建物及びその附属設備は、同一の敷地内または隣接する敷地内に設けることが前提となっておりますが、既存幼稚園・保育園からの移行特例では、建物及びその附属設備が同一の敷地内にない場合であっても設置可となっております。これにつきましては、同一または隣接する敷地内にないからといって現行の基準から下がっていないのであれば問題ないというご意見をいただいております。

2 ページをごらんください。園庭の面積についてですが、新設でも一定の要件を満たせば屋上の面積参入が可となっていることに対しまして、園庭は大事であるがビルの屋上の園庭を認めることは安全性を緩めてしまうことになる旨のご意見をいただいております。

また、下段 1-3、園庭の面積基準ですが、新設の場合では、幼稚園基準と保育園基準の大きいほうとなっているところ、移行特例では、既存保育園及び既存幼稚園から移行する場合、それぞれの基準を満たしていれば可となっております。これに対しましては、高いほうの基準を採用するという考え方もわかるが、一方で、高ければよいかという考え方もある。また、区部は面積を確保するのが大変だというようなご意見をいただいております。

3 ページをごらんください。園舎及び保育室等の面積基準ですが、新設の場合、園舎の面積は幼稚園基準、保育室等の面積は保育所基準ですが、移行特例では、保育所から移行する場合は、保育室等の面積基準を満たしていれば幼稚園の園舎面積基準を満たさなくて

もよい。また、幼稚園から移行する場合は、園舎面積基準を満たしていれば保育所の保育室等の基準を満たさなくてもよいということになっております。

これに対しましては、保育室は室内で保育するため、園舎面積ではなくて1人当たりの面積が必要となるというようなご意見もございましたが、幼保連携型認定こども園は、短時間利用児と長時間利用児がいることから、短時間利用児が帰った後のことを考えると、幼稚園の園舎面積基準を採用しても保育所基準を下げることはならないと言えないか、などのご意見をいただいております。

4ページをごらんください。園舎の設置階数、保育室等の設置階についてです。この項目は、一番多くのご意見を頂戴しました。新設の場合は、保育室は1階に設置することを原則としつつも、園舎が耐火建築物の場合で、待避設備を備える場合は2階にも設置が可と、さらに、満3歳児未満の場合は3階以上も可と。そして、満3歳児以上の保育室は、3階以上の設置は原則不可としながらも、面積算入できる屋上と同一階または上下1階以内の保育室は例外として、満3歳以上も3階以上に設置可となっております。

これに対しまして、防災対策上の観点では、避難する際に1人が一度に何人の乳幼児を抱えられるのか、基準として普遍化するのはいかなるものか、最悪の場合を考える必要がある、規制がないと厳しい、高層階に保育室を設置するケースが出てくるかもしれない、安全性を考えれば何階でもよいとは言えない、など同様の多数のご意見をいただいております。

5ページをごらんください。ここからは、移行特例のない基準です。園長の資格につきましては、原則、教員免許状及び保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育経験または児童福祉事業の経験がある者とされておりまして、また、それと同等の資質を有する者と設置者が認めた場合、となっておりますけれども、ご意見として、5年以上の教育職経験または児童福祉事業の経験という規定は具体性に欠けており、明瞭にする必要があるのではないか。また、同等の資質に関しまして、長の資格をきちんとしないと現場の状況が悪くなる。国から基準が示されるまで待ちたいといったご意見をいただいております。

8ページをごらんください。下段の2-7、調理室についてです。調理室の設置に関するただし書で、20人未満である場合は、独立した調理室ではなくて、必要な調理設備を備えていれば可となっていることに対しまして、必要な調理設備であっても工夫次第であり、必ずしも基準が下がったとは言えないというご意見もありましたが、キッチンのような調理室でいいというのは、アレルギー児対応などの安全面を考えると非常に怖い、20人未満

であっても安全面の観点から独立した調理室が必要ではないかといったようなご意見を多くいただいております。

次に 10 ページをごらんください。食事の提供方法についてです。2号・3号認定の子供に対して、保護者や希望する場合や園の行事等の際には弁当の持参が可となっていることに対しまして、アレルギー対応のために保護者が希望する場合は弁当持参を認めるべき、弁当持参を強要することはよくない、親の保育力が落ちており、弁当強要は無理だろう、などのご意見をいただいております。

11 ページをごらんください。研修等についてです。保育の質は保育者の質である、やりがい、課題意識等を持った研修を継続的に行うことが不可欠、予算を伴う支援が望ましい、幼保連携型認定こども園として新しい研修のありようをこの機会に考えるべき、意欲を持った人たちをもっと増やしていくためにも育成面からの支援は不可欠など、ここも多くのご意見をいただいております。

14 ページをごらんください。基準全般に対するご意見を多くいただいておりますが、主立ったものをご紹介します。ポイントは施設整備面の安全確保と人材の質の確保、実際に制度を運用してみて5年後に安全面でも問題がないといえれば基準を緩めるといったやり方のほうがよいのではないかと、幼保一元化に向かっていくというメッセージが必要だ、緩和特例は全部採用してまずは幼保連携型認定こども園にさせて、10年間で高い基準を満たしていなかったら認可を取り消せばよい、といったさまざまなご意見をいただいております。

また、その下段の「3 その他」として、施設の基準だけで新たな幼保連携型認定こども園を進めていくのは無理だろう、研修などの面も含めて総合的に考えていきたい、質の高い一元化を最終的には目指すべき、行政として新幼保連携型認定こども園は将来の理想モデルであるという方針を打ち出してもいい、東京都は日本の中心として、あるべき姿を示さなければいけないので幼保連携型認定こども園を促進する体制をとるというスタンスをとってほしい、高度なところでの幼保一体化が促進されるような仕掛けを東京都にはしてほしいなど、多数のご意見をいただいております。

資料3についての説明は以上です。

続いて、資料4ですが、全体会議を含めた今後のスケジュールです。前回の計画策定・推進部会の際にもお示しさせていただいたものです。

本部会は本日が第1回目ですが、第2回目は4月、第3回目の計画策定・推進部会の後

に予定したいと考えております。

次に、参考資料についてです。参考資料1は、現行の認定こども園制度の概要。

参考資料2は、幼保連携型認定こども園に係る法律の抜粋。

参考資料3は、認定こども園制度の改正の概要。

参考資料4は、新たな幼保連携型認定こども園と現行の認定こども園との比較。

参考資料5は、幼保連携型認定こども園の特例基準に係るアンケート調査の結果となりますので、それぞれご参照いただければと思います。

参考資料6ですが、スケジュールの関係です。幼保連携型の平成27年4月の開設を予定しますと、半年前には審査が必要になります。基準等の周知期間を考慮しますと、本年6月の都議会において条例を制定する必要があると考えております。したがって、本部会と4月の部会で基準をまとめて、5月の子供・子育て会議に諮りたいと考えております。参考資料6については以上です。

参考資料7は、花本課長から説明があります。

○保育支援課長（福祉保健局少子社会対策部） それでは、参考資料7は、国の検討会ですが、「保育所における屋外階段設置要件に関する検討会」について説明させていただきます。

まず、そもそもこの検討会が立ち上がった経緯からお話ししますと、保育所には2方向の避難路が求められております。国の規制改革会議の中で、事業所内保育施設を4階以上に設置する場合、避難用の屋外階段の設置要件について、厳しいのではないかと見直しを求める声がありまして、これがあるために事実上の規制につながっているのではないかとという声があり、事業所内保育のような認可外保育施設の基準につきましては、いわゆる認可保育所の基準に準じていることから、国が定める認可保育所の基準について、同等の安全性と代替手段の前提として緩和がなされるように、屋外階段の設置要件について検討しようということになりまして、昨年12月13日に第1回の会議が国において行われております。

この会議は、建築や消防などの専門家、保育事業者、行政関係者からなる検討会で、現在までに2回開催したと聞いております。今年度、もしかしたらあともう一回開催するかもしれないということですが、現時点での見直し案として、後ろに付けましたように、パワーポイントの資料が公表されていますので、こちらをご説明したいと思います。

この見直し案の見ていただきたいところは、パワーポイントの資料で、右下に「8」と

書いてあるものです。「見直し案（認可保育所の設備運営基準について）」という資料に、現行基準と見直し案ということで左から右に矢印が示されております。ここで変わったところは「四階以上」の欄です。保育所を4階以上に設置する場合、現行の基準として、常用と避難用と2つ書いてありますが、必ず避難用として屋外階段が必要となっております。ここの部分の見直し案として出ているのが、それに代わるものとして、傾斜路、いわゆるスロープや特別避難階段に準じた屋内避難階段または特別避難階段でもよいことになっております。これに対する検討会の意見として、その下の「9」と書いてある資料に、「第1回検討会における主な意見」として載っていますけれども、こうして基準を緩和することによって、今まで、事実上規制されていた高層階への保育所の設置が可能となるため、保育士の人数基準に基づいた避難計画の事前検討が必要ではないか、そうした場合に子供が使いやすい手すりの設置、階段の蹴上げの高さの基準を定めたり、配慮すべきことが多いのではないかとすることを心配する意見も示されているということです。

認可外については、右下に「11」と書いてあるところに、「見直し案（認可外保育施設指導監督基準について）」と載っていますけれども、基本的に認可と同じ内容が載っています。

これが今、国で検討しているものですが、今後、国で、こうした議論を踏まえて、省令を改正して、認可保育所及び認可外保育施設につきまして、4階以上の屋外階段の設置要件を撤廃する予定と聞いています。

参考資料7の説明は以上です。

○柴崎部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から、新たな幼保連携型認定こども園の基準につきまして、昨年末に国が取りまとめた内容と、その内容に関して、事務局にて各委員の皆様から事前に聴き取りましたご意見等をまとめたものについての説明がありました。

また、基準を検討するスケジュール案として事務局から示されましたとおり、新たな幼保連携型認定こども園の基準に関する条例を、6月開催の第2回都議会定例会で制定できるようにしたいと。そうすると、今回と次回の2回しか実際には話し合えないのだというタイトなスケジュールについても報告がありました。

資料はあらかじめ各委員の方には送付しております、事前にお目通ししていただいていらっしやると思いますので、これから議論を進めていきたいと思っております。

基準案を検討する上でベースとなるのは資料3でしょうか、国の基本的な考え方や国の

新たな基準について皆さん方のご意見を伺って、それをまとめたものが一覧になっておりますけれども、これを参考資料にしながら、一体どういう部分が方針として、この会としては大事にしていきたいかということ、それぞれの委員の方のご意見を伺いたいと思います。

それでは、たくさんありますので、これをばらばらに伺いますと焦点化できませんので、前半が施設設備関係、後半が職員の問題、そのように分けて進めていきたいと思います。ですから、ページで言うと1ページから4ページまでが園舎関係の施設設備が中心になりますが、時間としては45分程度を使って進めていきたいと思います。

特に、幼稚園や保育所から新たに幼保連携型認定こども園へ移行する際の新設の基準を緩和する特例を設けてありますが、その辺をどう考えるかということが大事になると思います。また、資料3の最後の14ページには、基準全般に関する皆さん方のご意見もまとめて載せてありますので、こちらを確認しつつご意見を伺いたいと思います。

それでは、資料3の1-1から1-6までについて、ご意見をどうぞ。

○東京都民間保育園協会（オブザーバー・川下副会長） 私、民間保育園協会のオブザーバーということで今日は参加させていただいていますが、私がここで意見を申し述べさせていただきますでもいいというスタンスでよろしいでしょうか。

○柴崎部会長 普通、オブザーバーは意見を聞く立場だとは思いますが、求められた場合には発言できると思います。

○東京都民間保育園協会 聞く立場ですね。自分から手を挙げて意見を言うということではないという理解ですか。

○柴崎部会長 そう思います。

よろしいですね。事務局としては、どんどん意見を言っていという立場のオブザーバーですか。

○東京都民間保育園協会（オブザーバー・川下副会長） 実は、日程の調整をしていただいたのですが、会長は、今日はどうしても都合がつかないということで、私が代理で出させていただきました。ご承知のように、団体ということなので、代理でということですが、そこの整理を先にしていただければと思います。

○柴崎部会長 オブザーバーではなくて代理出席ですね。

○東京都民間保育園協会（オブザーバー・川下副会長） というつもりで私はいるのですが。

○柴崎部会長 代理出席でしたら、代理というのは発言権があると思いますけれども、オブザーバーというのは少し意味が違います。

代理出席ですね。

○少子社会対策部長（福祉保健局） 親会議の事務局をしております福祉保健局から、この会議の位置づけとして、委員の皆様のご出席の方についてご説明申し上げます。

この親会議及びこの部会につきましても、委員については、団体の代表や所属の代表ではなく、個人の方をお願いしておりますので、委員の方の代理出席は認められておりません。ですので、お越しいただいているのは、代理出席ということではないのですが、本日、日程が合わなくて、代わりに会議の模様をお聞き取りいただくということと、本来お越しいただくはずの委員の方がおっしゃりたいということがあれば、代わりにご紹介いただくということは、部会長のほうでご指名していただければ、発言していただいても差し支えないかと思いますが、会議の位置づけとしては、代理出席という形ではお願いしないことになっておりますので、ご了承いただければと思います。

○柴崎部会長 複雑ですね。それでは、私のほうは、どうしても会長の都合が悪いので、その辺の事情は、そちらの会としては打ち合わせしてあると思いますので、ご意見を伺うということにしたいと思います。

○東京都民間保育園協会（オブザーバー・川下副会長） ありがとうございます。

○柴崎部会長 それでは、委員の皆さん方、ご意見をどうぞ。

○入谷委員 僭越ですが、今回も前回の計画策定・推進部会に引き続き、ペーパーをA4で出させていただきましたので、このペーパーの記載内容についてご紹介させていただければと思います。先ほど事務局から資料のご説明がありましたが、基本的には、こちらに記載の点を私なりにまとめさせていただきました。

ポイントとしては、資料3の14ページ、基準全般に関する意見の欄をごらんいただきたいのですが、一つは、施設設備の安全確保と人材の質の確保が大きなテーマ、方向性、判断基準になるのではないかと思います。また、4項目目、実際に制度を運用してみて、5年後に安全面の問題がないと言えれば基準を緩めるといったやり方のほうがよいのではないかという考え方。それから、「3 その他」の1番目の項目、施設の基準だけでなく、先ほど柴崎部会長もおっしゃったように、施設のことだけではなく教職員の質の確保も十分に総合的に考えて対処していくべきであろうということ。3番目、質の高い一元化を最終的には目指すべき。4番目、新幼保連携型認定こども園は将来の理想モデルであるとい

う方針を出してもいいのではないかと。今ご紹介申し上げました点が考え方の基盤にあることを前提にお聞きいただければと思います。

私のペーパーに戻っていただきたいのですが、一つは、認可基準のあり方についての意見です。この段階では、教職員のことについては触れていません。まず、施設設備関係のことについての意見とご理解いただきたいと思います。

まず、大きな観点として2つ挙げさせていただきました。一つは、大人や施設の都合ではなく、子供の最善の利益、子供の視点に立ち、子供の生存と発達を保障する観点から考えるべきであろうということ。もう一つは、新知事が提唱されておりますが、世界で一番の都市「東京」を目指すという観点。この2つの観点から考えると、以下のような6項目程度にまずはまとめられるのではないかと。これ以外にもいろいろな視点があると思います。

その一つとして、先ほど来出ておりますけれども、首都直下型大震災をはじめ、各種災害に関する防災・減災の必要性が高まっている中、子供（とりわけ要支援児、乳幼児や学童）や保護者、教職員、地域の人々の生命・身体等の安全・安心を確保することが最優先課題と捉えるべきであって、子供や高齢者が安全・安心に生活できる都市であってこそ全ての人々が集える世界で一番の都市「東京」が実現できるだろうと思います。

2番目として、生命・身体等の安全・安心の確保にかかわる1番目の観点から、具体的な、例えば園庭、園舎の階数、保育室等の設置階については、国で示している新設の基準以上とし、移行特例については、現行と同様に、都においては採用すべきではないことをまずは原則として捉えるべきではないかと。

例えば、資料3の3ページ目あたりから、施設、園舎、園庭等の、先ほどご説明がありました2ページ目くらいから始まっていますが、国の新設の基準と国で示している移行特例の内容が記載されていますけれども、現行の幼保連携認定こども園の設置の時点において、東京都においては、国が示した移行特例を基本的には採用せずという記載があります。この資料の真ん中のところの欄がそうですが、ほとんどが「都は採用せず」という立場から、基本的には質の高い施設を維持してきたということが挙げられます。このような内容を踏まえて過去の運営を検証しつつ、国で言うような10年は、私は長すぎると思います。移行特例の期間は基本的に5年で、そこで検証をかけて、不必要な規制があればそこで緩和していくべきであって、今の段階で当初から緩和すべきではないと思います。

かといって、一旦決めた基準は、不磨の大典のごとく、未来永劫、墨守すべきだとは思

いません。時々の状況によって柔軟な対応をしていく、見直しをかけていくことのほうが、社会の要請にも、時代の要請にもかなうのではないかと思います。

先ほどのペーパーに戻っていただきたいのですが、3番目として、価値観が多様化し、生活様式や就労形態も多様化している今日、乳幼児がかかわる施設も今後ますます多様な形態が尊重され、混在していくと推察されます。新たな幼保連携型認定こども園だけに収められるとは考えにくい。これは、別の考え方も当然あると思います。ただし、待機児童解消の即効薬としての効果も、現在では、正直言って、定かではないとシビアに捉えるべきだと思います。

と考えれば、5番目に飛びますが、当初から基準を緩和し、拙速な普及促進を図ると将来に禍根を残すおそれがあります。それを補強する考え方として、4番、新たな幼保連携型認定こども園は、今後、中長期的なスパンにおいて、いわゆる多機能一施設のモデルの一つとして、将来、東京が世界に誇れる施設類型になり得るとは思いますけれども、直近の短期的なスパンで見て、本当に待機児童解消に有用かどうかは、私はもう少しいろいろな資料を、それこそ検証していく必要があるだろうと思います。ですから、その観点からいっても、拙速な基準の緩和は避けるべきだろうと思います。

6番目は、先ほど述べましたように、認可基準も実際の運営状況の検証や科学技術の知見の変遷に基づいた適宜適切なる見直しがされてしかるべき。例えば、支援事業計画の計画期間である5年ごとに検証と必要に応じた見直しを図る。恐らく、10年ですと、私などは、最初にいなくなってしまうかもしれませんが、今ここにおいでいる委員の方々も、官僚の方々も、10年後にいらっしゃる方が何人かわからない。10年後、決めたことがどうなるのだろうという形になりかねないと思いますので、まず、中期的な観点で検証を重ねていく、こまめに、機動的に運用改善ができるような仕組みづくりが必要ではないかと思っております。

認可基準の手続についての質問は、時間があれば事務方にお問い合わせさせていただければと思います。

以上です。

○柴崎部会長 ありがとうございます。世界に誇れるような東京ということで、基準の緩和、特例を認めることは、できるだけ最小限にしたいということと、国は10年で見直すと言っているけれども、長すぎるので5年くらいが適当ではないかということですね。ありがとうございました。

ほかにご意見ございますか。

○小原委員 保護者の意見をということで、恐らく公募の委員も入ってくださいということだったと思いますので。

少し難しくてわからないことだらけですが、私の意見として述べさせていただきますと、いろいろな保護者の方がいらして、特に保育園には入れないという方がたくさんいる中で、東京は土地が高いから、ほかの県と同じ基準というのはおかしいとか、基準を緩くすべきだとか、基準を下げてもいいから、とにかく増やしてほしいという意見がたくさんあるとは思いますが。保育所に入れない人にとっては本当に切実なので、そういう意見もあるとは思いますが、そう言っていられる方々も、お子さんはまだ首が座ったくらい、まだ保育所に入っていないような赤ちゃんを抱えたお父さんお母さんたちというのは、その子がこれから大きくなって走り回ったり、たくさんの子供たちとかかわったりという姿をイメージしているわけではなく、今の寝ているだけの赤ちゃんを見た状態でそういうことを言っていられるって、大きくなると必ず、そういうことでは難しいのだろうと理解されていくのではないかと考えています。

私自身も、1人目の子供の保育所を探すときは、園庭やそういうことよりも利便性を優先して考えてしまっていたところがあるので、そういう方たちの意見はその時の意見と考えるべきではないかと思っています。

それから、計画策定・推進部会でも申し上げたのですが、やはり家庭だけではどうしようもできないことや、環境を都として考えていただきたいと申し上げました。やはり東京だからこそその園庭の価値があると思います。広いところで走り回ったりすることが、では家庭でできるかというところでも園庭の価値は大きいと思います。また、4階以上の高層階云々という話も、ほかの地域に比べて4階以上の階といったことに、東京なりの特殊な事情があるので、高層階の多い東京ならではの事情も考慮して考えていただきたいと思いました。

安全・安心の確保についての特例云々の話も、細かいことはよくわからないのですが、やはりハード面の不利な条件をカバーするときに、例えば避難で言うと別の外階段を付けるとかいうこと以上に、例えば、周囲に企業などが入っているとすれば、そうしたところの人たちが確実に助けて避難して下さるとか。よくわかりませんが、そういった工夫によって、ハードの不利な面をソフトでカバーできるのであれば、そういう工夫があれば可能性があるかなと、素人考えですけれども、思ったりします。

ですので、ここに出ている特例について、こういう条件だったらということが、ハードの不利な面をまた違うハードでカバーしようとしている感じがありますが、もう少しソフト面のカバーのアイデアを出していただいて、ソフトでカバーするときに、単なる現場の保育士さんや先生方の熱意と善意だけに頼るのではなく、カバーするための人員の確保の補助なども含めて、そういう意味での特例というか、そういうものなら少し納得できるかなと思いました。素人考えですが、よろしくをお願いします。

○柴崎部会長 ありがとうございます。大事な意見を聞かせていただきました。

今、お伺いして思っていたのは、保育所の待機児の親は、緩和してでもつくれと当然言いますね。けれども、実際に入ってみると、自分の子供の様子を見ると、必ずしもそうは言わなくなると。このことはとても大事なことです。やはり実情がわかると見方が変わるということですね。

もう一つは、家庭ではできない、都としての施設、特に園庭などは家庭では難しいので、そういったところは重視してほしいということと、特例などの場合は、ハード面をソフト面で補える工夫があれば、そうしたことも考えてみたいということですね。ありがとうございました。

では、榊原委員、お願いします。

○榊原委員 私は基本的に入谷委員のご意見と全く同感です。国のほうも、幼保連携型の認定こども園は、幼稚園と保育園の高いほうの基準をとると原則としては言いながら、結局、低いほうをとるような結論になっていったのは、議論の経過に参加していた者として、財源がないからだなど。なのに、できるだけたくさんこども園に入ってきてもらいたいと思ったら、基準を下げるしかないという切実な選択でやむを得なくということになったのではないかという印象もありました。つまり、原則を反故にして認定こども園のあり方を、少し強い言葉で言うと、やや歪めたのではないかと。国の基準を是非と見て東京都が見習うべきとは思わないということが一つあります。

その上で、例えば園庭について、屋上の面積算入を可とするか、不可とするか、例えばそのような議論があるわけですが、屋上で園庭をつくっても、こんなに立派な施設をつくったので大丈夫ですというご意見があって、国のほうの議論では、それもいいのではないかというように、極めて専門的な議論がないまま認められることになったという点があります。

私は、その後、危惧を抱いて専門家の方々の話を聞いたら、園庭、自然環境の大切さは、

保育をきちんと研究された方々は、口をそろえて指摘されます。というのは、子供たちは、ここにいらっしゃる皆さんでしたらご存じのとおり、小さければ小さいほど五感が敏感で、発達途上にあります。ですので、五感の刺激が非常に大切であると。そのときに、自然の水があり、土があり、花があり、虫があり、風が流れという環境がいかにか大事か、大人の何倍も敏感なセンサーで彼らは感じているのだから、そのことはきちんと保障しなければいけないというご指摘もありました。

また、最近、都会では、のびのびと遊べないがゆえにゲームづけになったり、デジタルづけになっていたりとこのようなことが起きていたり、今は、発達障害のいろいろな課題を抱えたお子さんも多くなっていたり、虫嫌いの子や生き物嫌いの子が増えていたりというようなことがさまざま起きている中で、都会こそ、こうした子供たちの施設、とりわけハイブリッドな施設でこそきちんと園庭の環境を整えてあげる必要がある。それが、ひいては、学齢になったときに、情緒の落ち着いた、学習能力を高めていく準備の整った子供になるであろうという感じがします。北欧などでも、自然環境における保育をととても大事にしているのは、そうした気づきが専門的な研究の中であってのことだと思えます。

ですので、園庭もきちんと従来どおりの必置の体制で東京都では進めるべきではないか。ただし、財政的な大変さは予想されるわけですから、そのところは都としてきちんと財政的な支援も考えていくというようなこととセットにさせていただきたいと思えます。

それから、園舎の階数ですが、ここの議論も、国のほうでは大変乱暴な議論しか行われなかったと私は記憶しています。先ほど、大震災のご指摘があり、東京都でも大災害が予想される中でというご指摘がありましたけれども、まさに地震が活動期に入っている中で、具体的に、高層階にいる子供たちを、特に乳児や幼児を数少ない保育士でどうやって逃がすことができるかということ具体的に考えたときに、4階以上なんて無理であると、私も何人かの保育士さんに伺いましたが、口をそろえたお答えでした。私は、被災地の釜石、大槌などの保育士さんにも、大震災のときはどうやって逃げたのか伺いましたが、やはり最大2人だと。前と後ろに一人ずつ抱えるだけ。あとは、大きなベビーカーのようなところに入れてダーっと運ぶけど、それも毎月毎月、ストップウォッチできちんと測って訓練していたからできたことであって、そこまでしないと、一人も漏らさずきちんと逃げきることは難しかったと聞きました。

こんな都心で、ビルのジャングルの中で、子供たちをきちんとまず地上階まで下ろして、そこから逃げる、避難所まで行くのは大変な行動のはずです。そこまで考えずして、園舎

は高層階でも大丈夫であろうというのはあまりにも無責任ではないかという気がしています。そういう意味でも、園舎の階数も、これまでどおりの規制とすべきではないかと思っています。

ただ、入谷委員もご指摘なさったように、不必要な規制を厳しくしておくことは、この制度を変えていく中においてふさわしくないので、5年置いてまた検討し、不必要な部分は緩和していくという取り組み方でいいと思います。

○柴崎部会長 ありがとうございます。

○安念委員 ちょっとよろしいですか。

○柴崎部会長 はい、どうぞ、安念委員。

○安念委員 ちょっと変わったことを言って悪いのですが、生き物や虫が嫌いだと何か困ることでもありますか。私は北海道の田舎で生まれて、大自然の中で育ちましたが、ずっと家の中に閉じこもりっきりの子供で、虫も生き物も、今も昔もずっと嫌いですが、そのことによって格別の支障はありません。そういうものがいいと思っている人はそうすればいいと思いますが、そうであるべきだというのは、どういう根拠でそういうことをおっしゃるのか、私は全くわからない。

今までのご意見を全部聞いていると、悪いけど、少女趣味だなと思います。どなたのおっしゃることも。つまり、園庭があるのとないのとどっちがいいですか、それはあるほうがいい。当たり前の話です。屋上にあるのと地上にあるのとどっちがいいですか、それは地上にあるのがいいに決まっている。当たり前です。問題は、そういうことを議論することに意味はないです。なぜかという、一定の財源でやりくりするわけですから、結局、高いスペックになれば供給量が減る、それだけの話です。低い水準になれば供給量を増やすことができます。つまり、これは何を意味するかというと、高いスペックを設定すれば、少数の運のいい人に集中的に良いサービスが与えられることになります。

つまり、どっちかしかない、トレードオフです。トレードオフですから、どちらかを決断しなければいけない。私は、どっちが正しいとは申しませんが、こうあってほしい、こういう形が望ましいというのは、それは当たり前で、そんなことを議論しても全然意味がない。つまり、できる限り短期間で待機児童を減らすべきだという目標の設定があるのであれば、それはスペックが低くなるのは当たり前です。それ以外の方法がないから。

つまり、そのどちらにするのかが、ここで決めるべきスタンスなのではないでしょうか。どちらも満たすことはできないわけですから。私はそう思います。

○柴崎部会長 かなりはっきりしたご意見ですが、この会は、決して待機児童対策の会議ではないと思います。それはもちろん大きな要因ではあると思いますが、新しい幼保連携の認定こども園という新しい施設の基準をどのようにつくろうかという会議なので、それが無意味だとは思いません。

○安念委員 いえいえ、私は無意味だとは全然申し上げていなくて、供給量のターゲットがないまま議論してもしようがないわけでしょう。供給量のターゲットというのは、結局、待機児童がどのくらい増えるか、あるいは、減らすかということです。つまり、何度も言うけれども、スペックは、利用者としては高いほうがいいに決まっているわけです、最初から。ならば、とにかく高くしましょうという話になるわけですが、なぜそんなに高くする一方向にだけ行かないかといえば、それは要するに供給量の問題があるからですね。それなしに議論しているということは、そもそもあり得ないのではないですか。

○柴崎部会長 東京都の基準としてつくることと、それ以外の区市町村単位のニーズを把握して、そこでそれをどのように条例として変えていくかということとは意味が違うと思います。

○安念委員 どう違うのかわからない。

○柴崎部会長 榊原委員、どうぞ。

○榊原委員 今おっしゃったご意見は、つまり、10年くらい前から、規制緩和の改革会議の中でさんざん議論されていたロジックだと思います。何度も聞いています。なぜそうした議論の中から私たちが出られなかったかということ、子供に向けられる財源がなかったから、子供に向けられる財源が限られている中で、どこにどう振り分けるかというトレードオフの議論がどうしても発生してしまっていたということが一つありました。

○安念委員 そうです。

○榊原委員 その点においては、議論のフェーズは、ご存じのとおり大きく変わっている。消費増税の中から年間7,000億円という恒常的な財源が投じられることが最低限決まっています。その中で、量の確保と質の向上をどうしようかという分配を今議論しているので、申し訳ないのですが、10年前と同じ土俵での議論をする必要はないということが一つです。

○安念委員 理論的にはナンセンスです。悪いけれども、財源がどれだけ増えても、その財源の中ではトレードオフが必ず生じます。そのことを申し上げます。もちろん、7,000億円が恒常的な財前としてあることは私も知っていますし、とても良いことだと思っています。しかし、財源が1億円であれ1兆円であれ、10兆円であれ、一定の財源を前提にす

る限りは、必ずトレードオフの問題が生じます。

○榊原委員 まだ続きがあるんですけども、日本では、エコノミスト系の方たちからは、わりとそういうようなご議論が多いのですが、では、なぜ、経済成長を考える OECD や海外のエコノミストの方たちが、子供への投資をもっと増やすべきだという議論をなさっているのかということを見ると、乳幼児期の子供への投資を豊かにすればするほど、子供たちの人材の育ち上がりの質が良くなることが、今、さまざまなエビデンスで明らかになっていて、それがいろいろな経済学者からも指摘されている。

つまり、GDP の中で、より子供に多くの投資を、ほかから持ってきてでもすべきではないかということが、先進国の中の国際常識に今なっています。ですので、北欧の国々は、森の幼稚園、森の保育園というような取組をしていたり、保育に全ての子供が参加する権利を認めていたり、そこに保育士さんの配置基準をどんどん高めて質を高くすることで PISA（生徒の学習到達度調査）の成績を上げたりというようなことが、今、先進国で縷々競争されているわけです。なぜなのか。それは、高度な情報社会になっていて、そうした先進国の子供たちは一人残らず高い教育を受け切って、高度な情報社会に適応できるような人材になってもらわないといけないから。そのためにどこに投資を向けるべきかということを検討したら、実は乳児期、幼児期が一番効果が高いことが、経済的な分析からも明らかになっています。つまり、情緒的な、女性的な議論を超えたところでも既にエビデンスがあって、皆さんが議論されているという認識が共有できているものと思って、私は言わせていただきました。

○安念委員 私は、投資を子供に向けるべきだということには 100%賛成です。トレードオフがあることと投資をそこに向けるべきかということは、論理的には全く矛盾しないんです。

もういいです。トレードオフという概念をわかっていただけないことはわかりましたので、もうこれで結構です。

○柏女副部長 よろしいですか。

○柴崎部長 どうぞ。

○柏女副部長 少し論議の幅を広げたいと思って、事務局にご質問させていただきますが、2点あります。

1点は、東京都は幼保連携型認定こども園の基準を国の基準よりも高めに設定しているというお話がありましたけれども、それによって、東京都の幼保連携型認定こども園の設

置率はどのくらいで、全国の何番目くらいなのかお伺いできればと思います。

もう1点は、移行特例を原則として採用しないということは、移行を目指している保育所や幼稚園の権利を制限することにつながるわけですが、この移行特例を採用しないとした場合、今、東京都の保育所の例でも結構ですので、どのくらいの園が実質的に移れなくなるのか。移りたいと思っても移れなくなるのか。それがわかる範囲で結構ですので、ちょっとお知らせいただければと思います。

○保育支援課長 参考資料1に、現在、幼保連携型も含め、都内で認定こども園がどの程度あるか示しております。平成25年4月1日現在ですが、全国で認定こども園は1,099カ所ある中で、東京都は91カ所あります。これが全国で何番目かということは、今、これ以上の資料が手元にないので、後ほどお調べしてお話ししたいと思います。

移行特例につきましては、いろいろある中で、園庭というお話が出ましたので、それを例に挙げますと、都内の現在ある認可保育所1,822施設を調べたところ、同一敷地内もしくは隣接地のみで、屋外遊戯場として保育所の面積基準を満たす施設はどのくらいあるかというところ、1,822の中で1,326ありました。全体の74%は基準を満たしています。そこに屋上を加えた場合、どれだけ増えるかといいますと、先ほどの1,326にプラス81施設増えます。割合としては4%増えるということで、74%だったものが78%くらいに増えるということです。

今回の園庭のところは、保育所の基準面積を満たすだけでなく、幼稚園基準を満たすかどうかということになってくるのですが、幼稚園基準を満たすかどうかということで考えてみると、割合としては少し差があります。大幅に下がりますが、例えば、先ほど、屋上を入れずに、同一敷地内もしくは隣接地のみで保育所の基準を満たす施設が全体の74%あると言いましたが、その中で、うち幼稚園の基準を満たす施設はどのくらいあるかということで、2パターン、2歳児に代替遊戯場を認める場合と認めない場合で考えると、認める場合は、それが51%、認めない場合は42%。70数%あったものが50%前後に落ちるという状況になっております。

○柏女副部会長 細かな数字はわかりませんが、いずれにしても、移行特例を採用しない場合は、そこその数の保育園が、実質的に、それだけで移れなくなるということですね。その可能性があるということですね。

○保育支援課長 そうですね。全く採用しないと、そういうことも考えられます。

○柏女副部会長 その中で、移行特例を採用することによって、大幅に移行できるような

ものと、それほど影響がないものがあるのではないかと思います。そういうものは、今日は無理としても、少し整理できますか。つまり、それも一つの、原則として移行特例は採用せずに高いほうといっても、多くの園が影響を受けすぎてしまう。つまり、移行を望む園が、それだけのために移れないというようなことは、あまり望ましいことではないのではないかという気もするので、権利を侵害してしまう話になるので、先ほど安念委員がおっしゃったように、こちら側がなぜ決めたのかというエビデンスを、東京都の基準として決めるわけですから、エビデンスの説明責任を我々が負うことにもなりますので、そこは整理できたらなと思います。

○少子社会対策部長 少し具体的な資料を、次回にご議論いただけるように準備して、次回の会議の前に資料をお送りするときに、委員の皆様方にお送りできるようにさせていただきたいと思います。

それから、親会議の事務局を務めております立場から、もう一度確認というか、お願いをしたいのは、この部会は認定こども園の基準についてご議論いただく場ということで、今お願いをしております。そのときには、観点として、東京都の中で認定こども園を整備するに当たって、どのような質のものを目指すかということがもちろん重要であることは申すまでもありませんが、そもそも、子ども・子育て新制度に向けて、東京都は、認定こども園以外も含めて、未就学児の居場所としていろいろなサービスを提供していく中で、その中の一つとして認定こども園でどのくらいのサービスを供給できるようなものにしていきたいかという観点から、先ほど安念委員からトレードオフのお話もありましたが、やはり高い質を確保して、ある程度キャパシティを制限してもやむを得ないのかということもあわせてご検討いただいた上で、東京都として目指すべき姿をご議論いただければと思います。

○柴崎部会長 先ほど、私のほうでも確認しましたが、この部会の目的の中に収まるように、もちろん議論は幅広くていいのですが、収まるような方向性で進めていただきたいと思います。

福井委員、どうぞ。

○福井委員 私は、この認定こども園ができることはとても良いことと思っています。なぜならば、同じように学校教育を受けられる子供たちがたくさん増えることは、東京の教育としては大変好ましいと思っています。この新しい認定こども園も、これから、仮称ですけれども、保育指針を出されると思います。そこが目指しているものが、東京都全体の

学校教育が目指しているものと同一になっていくことが、私は東京の教育水準が上がることだと思っています。

特に今、東京都が目指しているのは、「体力向上」から「体を鍛える」という言葉に変わったかと思いますが、あと、理科教育の充実など、そうしたことが東京都は幼・小・中と入っているので、それが実現できる施設であればいいのではないかと思います。そう考えていくと、体を鍛えるというのは、園庭がなければ鍛えられないのかとか、そういうことではなくて、やはり質にかかわってくるのですが、それが可能であれば、どんな施設でも認可されていいのではないかと思います。

幼稚園は、環境による教育と言われているので、ぜひ子供たちに今必要な環境を、保育園の子供たちもこれから一緒に暮らしていくわけですから、子供にとってのベストな環境を考えてほしいと思います。

○柴崎部会長 ありがとうございます。

金子委員、お願いします。

○金子委員 品川区の金子と申します。

ご案内のとおりですが、特別区の実情は、地価が高く、広い土地が確保しづらい、これが現状です。今後の乳幼児教育の展開を考えると、保有面積の問題等々も非常に重要なことと思いますが、そこに不利というか、どうしてもマイナス面があるとすれば、そこを質的なものでカバーしていく姿勢が非常に大事だと思います。

今回、国がこのように、特に土地の確保が難しい都市部に配慮したのかなと私は思いますが、そういう意味で、移行特例を設けていただいているわけですから、そういう意味では、多くの施設が移行できるように、ぜひ、この移行特例を認めていただいて間口を広げていただければと思っています。

また、私が特に主張したいのは、やはり面積関係です。園舎、園庭ですが、こうしたものがなかなか確保しづらい、できていないというのが、特に都市部の保育園や幼稚園の現状だろうと思います。私どもの例を若干申し上げますと、私どもの私立幼稚園は、子供が増えている現状にありますけれども、ここのところ、2年に1園のペースで廃園しています。そういう意味では、経営が難しい現状にあると思っています。特に、個人立あるいは小規模な幼稚園は、今、公定価格がまだ示されていない現状の中で、現行の私学助成の道を選ぶのか、あるいは、幼保連携型認定こども園の道を選ぶのか、ちょっと様子を見ているのが実情ではないかと思っています。

それから、私どもの区立幼稚園は、今まで園庭の確保は、4歳児、5歳児の2年保育でしたので、私立幼稚園の関係で3年保育ができないということがありましたので、園庭の基準は満たしていたのですが、今回、3歳児あるいは2歳児以上のものを園庭の基準に入れていくとなると、かなり難しい部分があるだろうと思っています。

先ほど、榊原委員からも、これとセットで東京都の支援あるいは国の支援ということも視野にとということもありましたし、福井委員からも、保育の質、中身というようなご意見もありました。そういうようなところにも視点を置きつつも、やはり一定の年限は設定するとしても、この移行特例を認めていただくと私どもとしては非常に助かるという考えを持っております。

○柴崎部会長 ありがとうございます。実際に区で行政に携わっている立場からは、移行特例をもう少し活用したいということですね。ありがとうございます。

ほかにご意見ございますか。

○柘澤委員 安全・安心を考えると移行特例という部分はあれですけれども、施設面からしていくとなると、現状、待機児解消のために園庭をつぶして保育の人員を増やしているようなことがあって、それをしたのために移行できない施設も現実的にはあります。もし、お許しいただければ、その辺は民間保育園協会のほうでも調査をしているようですので、その辺のところもお話していただければいいのですが。

基本的に、既存園の部分からしたところで、移行を望んでいるけれども、できないという面での理由という部分があると思います。その辺のところも、ある程度そこを個別配慮ではありませんが、その点も生かしていただけるような形で進めれば、全部が全部、移行特例という形ではない中で、やむを得ない場合もあるところからすると、致し方ないのかという部分も正直な話としてあるので、立場的には難しいところですが。今まで進めてきた施設の努力が災いしてしまっていて移行できなくなると、それは全く気の毒だという部分もありますので。もし、発言を許されるのであれば、川下副会長にお願いしたいと思います。

○柴崎部会長 いかがでしょうか。

○東京都民間保育園協会（オブザーバー・川下副会長） ありがとうございます。あまり白熱しているのので、割って入ってはいけなかなと思っていたものですから。

私どもは、今、柘澤委員からもお話があったとおり、加盟園に移行調査を今しているところです。最終の集計はまだ取れていません。先ほど都の課長さんからお話があったように、今の集計段階では、園庭のことについてだけですが、私どもの加盟園の約20%がこど

も園には移行できない園が出てくるかと思っています。

ただ、その事情が、まさに今のお話のように、園庭を狭めて待機児童対策を実施した施設がどのくらいあるのかというところまでは調査していませんので、今お話を聞かせていただいた中で、追加で、そのようなこともぜひ調査してみたいと思っています。

ついでではないのですが、私どもは、別に事業者のエゴとか何とかということではないのですが、認定こども園という形になれば、果たしてこのまま認可保育園で行くのか、認定こども園に移るのかという選択肢は多いほうがいいだろうと思っています。ですから、設備の状況によって移行したくてもできないという園が出てくることについては、お話をさせていただきたいところがあります。ただ、実際には、補助の基準や公定価格がまだはっきり出ていないものですから、当然、いきなり平成 27 年には、保育所としては難しいのかなと思っています。

○柴崎部会長 ありがとうございます。

梶澤委員、よろしいですか。

○梶澤委員 はい。

○柴崎部会長 宮崎委員、お願いします。

○宮崎委員 私は、今度の新制度で給付をする市町村の立場で発言させていただきます。

現在、幼稚園については、施設に対する補助は都道府県が行っていきまして、あとは、個人に対する就園奨励費や保護者補助金は市町村が実施しています。これが新制度に移る施設については、基本的には市町村が給付することになっております。

その前提でいろいろお話をさせていただきたいのですが、まず参考資料 1、認定こども園の認定件数があります。全国的には 1,100 カ所ある認定こども園のうち、全国的な傾向としては幼保連携型が過半数を占めている実態があると思います。しかし、都内では 91 件中、幼稚園型が 46 カ所ということで、約半分は幼稚園型で、幼保連携型への移行がなかなか進んでいないように見えます。

今、幼保連携型の基準をいろいろ議論しているわけですが、実態として、東京都内の認定こども園は幼稚園型が主流であると。今後も、幼稚園がこの制度に入っていく、特に 2 号認定の子供を扱っていく上では、幼稚園型に移行することがステップとしてはあると思っています。その中では、今、幼稚園からもいろいろ相談を受けています。実際は、今、基準の話が出ていきまして、質の問題も出ていますが、かなり定員オーバーしている実態があります。定員が守られていないこと自体が問題かもしれませんが、それが移行するに当

たっているいろいろと障害になっている。即時に実園児数を減らさないと私学審にもかけていただけないとか、いろいろな問題もあります。そうしたことも都のほうには相談に乗っていただきたいと思っています。

参考資料4でしょうか、ここで認定こども園制度の手続や指導監督、ここで特に幼稚園型のところ、あとは幼保連携型の幼稚園部分については、立入調査や改善勧告、命令、事業停止命令、こうしたものは入らないことになっています。しかし、そうした定員一つをとってもいろいろな指導をしていく必要が、給付をしていく上では、保育の質を確保するためには出てくるのではないかと考えていまして、そうしたことをこれから東京都さんはどうにお考えになっているのかということも知りたいと思っています。

ですから、そうしたいろいろなもの、質を確保する基準をきちんと決めることも必要ですが、それをどう守らせていくとか、どのようにしてそれを確保していくかということを経験していかなければいけないのではないかと考えています。

特に幼稚園型の認定こども園で、私どもでいろいろ調べたのですが、土曜日の開所はほとんど実施していません。こうしたものに対して、今度、新しい制度の中でどのようなスタンスで幼稚園型の認定こども園に求めていくのかということもあります。昨日、子ども・子育て会議がありまして、うちの市長からも発言させていただいたのですが、現実的ないろいろな移行のことも考えていかなければいけないということでは、例えば、土曜日は加算なり減算で調整していくということで移行を進めていくなど、そうした現実的なことも幼稚園にとっては必要になってくるのではないかと考えております。そうしたいろいろなことを、移行させていく上では、基準だけではなく、指導監督を守らせていくルールの問題、移行するに当たって実際に公定価格上どのように配慮していくか、このようなことも重要になってくるのではないかと考えております。

以上です。

○柴崎部会長 ありがとうございます。東京は東京独自の事情もあるようですね。

小山委員、どうぞ。

○小山委員 一応、現場に携わっている者としてお話しさせていただきます。

うちは保育園もあるのですが、保育園のほうでは、現状では、移行特例を使わないと認定こども園になれない保育園があります。やはり子供たちの安心・安全、命を守るということで考えると、幼稚園も、20人、30人の子供たちを、何階から下まで行けるのか。3階以上というのは、やはりすごく不安を持ちます。下を見たときに、怖い、一人で行ける

という保証は全くありません。やはりあまり上層階に園庭を設けることは非常に危険だと思います。

それと、0・1・2歳児はいいのかというと、うちも避難訓練を実施していますが、今、1回では運びきれないというか、子供たちを連れていくのは、ここにも書いてあるとおり、5人は絶対に無理です。前と後ろ、もう1人抱き抱えてということで、0歳児だったら3人までは何とかできるかといっても、非常に怖いです。私どもでは、2階に0歳児の部屋がある園が1つありますが、その子たちの避難訓練を見ていると、やはり非常に怖いです。往復しています。それだけのロスがある中で、非常事態でそれが達成できるかという、安全確保は非常に難しいと思います。ですから、できれば、これは目標値として、特例はなるべく設けなくて、今後の設備を考えた上で、まだ2方向で安全とは言えないと思います。2方向あれば、これは安全ですよということで済まされる問題ではなくて、子供自身が避難できる、そこを確保しないと非常に危険な状態で認めることになってしまうのは、設定上よくないと思います。ですから、この特例はできるだけ避けてもらいたいと思います。

解消できるものを今後は考えて、それなりの設備を——滑り台もやはり怖いです。そういう中で、子供たちが一人で逃げられる、あるいは、子供たちを抱き抱えて逃げられる、そういうところをもう少し深く精査していただいて環境設定をした上で認めるのであればいいのですが、今の段階で、2方向で保育園の基準を満たしている、だから認定こども園はいいというよりも、基準を少し高めていただいて、認定こども園が最終目標のような形にさせていただいたほうがいいのではないかと考えています。

○柴崎部会長 ありがとうございます。現場で実際に保育に携わっている立場ということで。

では、岸井委員、お願いします。

○岸井委員 ありがとうございます。

先ほど福井委員もおっしゃっていましたが、安心・安全に関する基準の部分と、質を確保していくということと、両面で分けて考えていく必要もあるのではないかと考えています。

質として、自然に触れて、子供が十分に体を動かして、広い基準のところでも十分に活動できるということですが、それは、環境を通して行う教育の中でも、物的環境の条件だけではなくて、総合的に考えていかなければ達成できない。いくら広さ、場所、高さが基準

を守っていても、そこがどう運用されるか。避難訓練についても、東日本大震災のとき、逃げる段階になったら、すぐに前の事務所の方たちが駆けつけてくれて無事に避難できたという例もありました。ですから、ソフトの部分をきちんと加味して、移行特例で、安全に関することはきちんと対応していくけれども、そのほかの部分に関しては、ソフトで補強できるということも考えて総合的に判断していかないと、いくら安全基準を高くしても十分とは言えないだろうしということになるのではないかと思います。もう少し総合的に考えていきたいと思います。

○柴崎部会長 ありがとうございます。

あとお1人くらい、どなたか。

○安念委員 全く純粹にローヤーの立場から。

今の総合的なというのは、僕は決定的に重要だと思っています。というのは、保育系の規制は、わりとスペックで決め打ちになっていますよね。つまり、子供1人当たり 3.3 m<sup>2</sup>。良いことかどうかは必ずしも明らかではないけれども、最近、いろいろな分野の規制が、どちらかという性能基準化していますよね。この性能基準は、現場に下りてくるとなかなか対応しにくい面があって、全部が全部良いとは言えないけれども、今おっしゃったように、例えば階段が必ずしも十分ではない、あるいは、高いところにある、けれども、周りの人が助けてくれるほぼ確実な見込みがあるということであれば、全体としてはそっちのほうがいいかもしれない。

つまり、東京都として決める基準を、スペックの決め打ちで必ず決めなければいけないのか、それとも、ある種の性能を基準化することも許されるのか。これは東京都だけで決められることではないですね。つまり、あくまでも自治体だから、国の法令の中でしか泳げないので、国の法令がそれをだめだと言うとそれはもうどうしようもないけれども、その辺の裁量は、東京都にはあり得ますか。

○柴崎部会長 いかがでしょうか。

○保育支援課長 そういった性能の部分で決めるというのは、現場に下りたときには、現場の担当者がものすごく困ることです。人によって変わりますので。

○安念委員 やっぱりそうなんですな。

○保育支援課長 それで何か事故が起きた場合、誰が責任を取るか。やはり、現場で認可するかどうかの基準を見る中では、誰が対応しても同じようになるものが必要になってきます。ソフトである程度対応できるといった場合、そのソフトをどこまで認めるかという

ことが人によって変わることは、それは問題だと思っています。

○柴崎部会長 ありがとうございます。

○柏女副部会長 事務局に資料要求ばかりして申し訳ないのですが、先ほど柗澤委員がおっしゃった、待機児童を解消しようとして園庭を狭くし、3階建てにし、そして、少しでも0・1・2歳児を受け入れてきた園が移行できなくなってしまう問題があるということで、これは大事なことだと思います。では、その園が移行しようとするとうどうするか。定員を減らせばいいじゃないかと。今まで受け入れてきたものをやめるという話になっていく可能性もあるわけですね。そうすると、待機児童がより増えるという問題になる可能性もあります。その箇所がどのくらいあるのかということは、先ほど調査をしていらっしゃるというお話がありましたが、その調査と協力して、推計をするようなことはできませんか。難しいですか。

○保育支援課長 私どもの資料では、どういう理由で高さを増やしたとか、そこまで把握しているわけではないので、それについては、民間保育園協会さんがどういう調べ方をしたかも含めてお聞きしながら、私どもが持っている情報とクロス集計ができるかどうかも含めて、検討という形で持ち帰らせていただきたいと思います。

○柏女副部会長 もしも可能であれば、そういうデータもあったほうが、我々が判断するのに役に立つかなと思いましたが、少し発言させていただきました。

○東京都民間保育園協会（オブザーバー・川下副会長） 基本的には、定員変更をしているか、弾力化をしているかということですね。それがどのくらいの時期に定員変更を増やすことにしているのか、弾力化をしているのか、または、改築・改修等をいつごろ実施しているかによって、今は当然、定員を増やす方向でしか改修・改築もしていませんのでね。そこでわかるかなとは思いますが。

○入谷委員 今のところのご指摘は、先ほど、私も冒頭に触れましたけれども、幼保連携型認定こども園の役割をどう位置づけるかというところの共通認識が、国においては根本的なところでないと思います。これは、首都圏における特殊な問題を解決するためのものというよりは、全国津々浦々を対象にした幼保連携型認定こども園ということは、私は、首都圏の待機児童解消よりも、むしろ、人口急減地域あるいは過疎化の対策のための多機能一施設と位置づけるべきであって、首都圏のような待機児童解消にはもともと向いていないと思います。なのに、都市圏の切り札のような形で持ってきたことにそもそも根本的な齟齬が生じていると思います。ですから、そこら辺はもう割りきって、将来的な一つの

大きな、最終目標の一つ、モデルになり得るような観点から、長い年月をかけて取り組むべきであって、待機児童解消については、都知事もおっしゃっているように、認可保育所等の整備をしていく、都有地、国有地を活用して、あるいは、認証保育所も活用していく、幼稚園の預かり保育を活用していくということで、当面の課題については、今の制度をうまく活用して、私は何とかなるのではないかと思います。

それから、前にも申し上げましたが、朝日新聞の記事だったと思いますけれども、潜在的な待機児童は、今、2万名から4万名の間くらいと言われてはいますが、集計の取り方によっては、潜在的待機児童は85万人くらいになると。そうすると、どうひっくり返っても、幼保連携型認定こども園を、規制をどんどん緩和したところで追いつかないですね。ですから、施設の改善だけではなくて、ワーク・ライフ・バランス、働き方の見直し等も含めたソフト面、それこそ先ほど安念委員がおっしゃったことも含めた総合的な対策を講じていかないと、目先のことだけでは、結局、同じことの繰り返しになるのではないかと思います。

そのために今後の5年間の計画は、具体的な基準だけではなくて、今のようなことも含めて、東京としてどのような方向に持っていくのかということ、この5年間の期間で、もう少し練り上げていく。その中には、先ほど宮崎委員がおっしゃったようなことも含めて考えていくということにしないと、何のための施設なのかがよくわからなくなるということで、現場が混乱するばかりだと思いますので、どうかその辺のことを勘案していただいて、基準の位置づけをと思います。

○柴崎部会長 そうですね。長期的な展望に立ちながら総合的に考えると。

○入谷委員 やはり安全・安心が崩れたら修復がつかないことになると思いますので、それだけはぜひしっかりと守っていただければと思います。

○柴崎部会長 ありがとうございます。

では、榊原委員、どうぞ。

○榊原委員 何度もすみません。

今、幼保連携型認定こども園の位置づけがはっきりしていないから議論が迷走するというご指摘は、そのとおりだと思います。今のご指摘のとおり、東京都において待機児童解消の切り札になるものがこの幼保連携型認定こども園ではないことはそのとおりで、小規模であれ、いろいろな保育施設であれ、特に年少の子供たちの受け皿を早急に増やすことが必要ですし、幼稚園の廃園がどんどん進んでいるという状況でもないというところで

う位置づけるのかということだと思います。

それは、この2回の部会で決めることではないだろうと思いますが、個人的に思うことは、東京都ではまず待機児童の解決が先決、その次にということだと思いますし、なので、土地探しも大変な中で幼保連携型認定こども園をどんどん増やす状況ではないであろう中で、恐らく位置づけられるとしたら、やはり質の高い教育と質の高い保育を総合的に提供するモデル施設で、かつ、地域の親子全体を受け入れる拠点というような、あるべき今後の未就学児の施設の牽引になってもらうような園を、いかにうまくたくさん増やしていくか。そのときには、ひょっとしたら国の基準よりも、移行特例も使ってやや緩める必要があるところも出るかもしれないけれども、それはやはりみんなが目指すべき先の姿としてふさわしいものを設置していく必要があるという感じがします。ただただ増やすために、どう緩和すればいいのかということとは、やはり少し違う。その際は、ほかの幼稚園型、保育所型、裁量型のこども園なども使いながらという面があるのかなと思います。

○柴崎部会長 ありがとうございます。

本日は、できるだけ皆さん方のいろいろなご意見を聞かせていただき、それをベースにしながら方向性を整理していただいたものを、次回、私たちの方向性としてさらに練りたいと思いますので、申し訳ありませんが、施設設備については、ここで一旦終わりにさせていただいてもよろしいでしょうか。

続きまして、人的環境、資格についてです。資料3で言うと、2-1から2-21まであります。この点について、皆さん方のご意見を伺いたいと思います。

特に、施設長の資格、調理室や食事の提供のあたりは、先ほどの説明にもありましたようにとても大事なことで、ぜひ皆さん方のご意見をお伺いさせていただければと思います。

○岸井委員 物的条件をある程度クリアする意味でも、人的な資質の向上は非常に大事なことだと思っています。それに関しては、施設長、園長の資格が曖昧なままになっていることが気になります。それについてきちんと、どういう経験の方で、どういう考えを持って、どのように現場をリードしていくかという力を持っていらっしゃるのか、きちんとした資格条件をはっきりさせていただきたいと思っています。

○柴崎部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○福井委員 教育・保育の質を上げていくためには、リーダーの質が大きくかかわって

と思います。ですから、それだけの人を選べるということをお願いしたいと思います。

あと、子ども公立幼稚園でも研究・研修が大切だということで、今、研究していますけれども、幼と保育を一緒に運営している園の園長の悩みは、研修時間をどう確保するかということで悩んでいて、それを何とか、新しい方法で研修を取り入れていこうというようなことも研究していますけれども、そうした際に、やはり人の数がかかわってくるなど。今日は研究に参加できなかったけれども、次はローテーションして出られるようにということで、みんなが研究・研修が受けられるような人的確保がしっかりとされることが大事なかなと思います。

○柴崎部会長 ありがとうございます。

私の進め方がうまくいなくて、時間がなくなってしまうので申し訳ないのですが、施設長の資格について、岸井委員もおっしゃってくださいましたが、現在は、5年程度の経験といますか、そういったものでもいいと。そうすると、その経験の内容はどうするか、いろいろな問題があるわけですが、その辺について、ご意見はありませんか。

○東京都民間保育園協会（オブザーバー・川下副会長） 確認させていただきたいのですが、私たちは、実は、基準の特例の部分、果たして東京都として採用するのかどうかというような議論をなさるのかなと思っていたのですが、国が、この部分については移行特例を一切設けていないわけですが、それ以外の部分についても、東京都として何らかの基準をここで議論するということですか。

○調整担当課長 国のほうの基準自体は、これから政省令などが年度末に示されることになるので、それを見てということになります。移行特例があるなしにかかわらず、東京都として条例を定めるに当たって、さまざまな意見をお聞かせいただき、その上で都の条例として定めるのがいいのかなということですので、移行特例がない部分についてもいろいろご意見をいただきたいと考えております。

○東京都民間保育園協会（オブザーバー・川下副会長） わかりました。ありがとうございました。

○柴崎部会長 資料3の5ページに具体的に明記してありますが、これについてのご意見ですね。

○安念委員 園長さんというのは、経営者ではないですね。学校で言えば、校長先生というか、そういう役割の方と理解していいですね。

○柴崎部会長 はい。

○安念委員 それこそ性能基準で、人格高潔云々、そのようなことが書いてあっても何のことかわからないから、そうなると、経験と資格で切っていく以外に方法はないと思いますが、その場合、国の新設のほうの2番目の○印に「上記と『同等の資質』を有する者として、設置者が認めた場合も可。」というのは、設置者というのは要するに、その法人の偉い人が認めればそれでいいということ、国は本当に、本気で言っているのでしょうか。

○調整担当課長 本気かどうかはわかりませんが、国が示した基準にはこのように書かれております。

○安念委員 はっきり言って、ナンセンスだと思いますよ。つまり、それは、縁故採用してもいいと言っているのと同じですよ、つまりは、決めるなら決め打ちで客観的に決めるべきだと思います。

○柴崎部会長 そういう方向でこの委員会の意見を出すことは可能だと思います。

○安念委員 でしょうね。

○柴崎部会長 ただ、現実的に、そういう対応をしている園がたくさんあるのか、ないのかという話も。

○小山委員 これは保育園の事例ですが、実際にあります。資格がなくて、いきなり園長になるということは、今、全国で施設長研修というものがあって、それだけは参加するというで一応認めていることはありますが、事務方の人が園長になっているという事実はあります。

それから保育園の場合は、福祉施設で経験していれば園長になれるという要件があります。資格がなくても、2年経験していればいい。それは保育園でもないわけです。そういう人たちがリーダーシップをとれるかということ、現場の保育士から、これはどうしましょうかと提案された場合に、現場を経験したことがないので答えられないわけです。幼稚園も、実は5年間、経営的な立場にいて園長になれる。これも資格がなくてもいい。やはり同じような、教育環境で育った人ではないし、研修も受けておらず、いきなり園長。経営者になれるかもしれないけれども、現場の長として指示・命令ができるような要件を満たしているとは言えないと思います。保護者のいろいろな悩み事に対しても応えられない。ただ事務方のような形で経理をしていたり、経営的な対外的なことだけをしているような園長先生が、果たして現場の園長としていいのかということは強い疑問ではあります。ですから、ある程度の明確な基準をここは示してもらったほうがいいのではないかと思います。

○柴崎部会長 ありがとうございます。実態に基づいて、もっと明確な基準にしたほうが良いというご意見だったと思います。

○柗澤委員 明確な基準ということには全く賛成で、かつ、12 ページに、運営状況評価という項目が出てきますので、この辺のところの第三者評価を含めて、やはりチェック機構は必要だと思います。その辺のところも踏まえて、総合的に、ある程度強制力があるような形がとれるような部分が必要かと思います。

○柴崎部会長 ありがとうございます。

特に皆さん、明確化することに反対はないような感じでしょうかね。

○入谷委員 今のことに关しましても、先ほどから話が出ているように、新たな幼保連携型認定こども園の位置づけが明確ではないので、片や待機児童解消のためにとにかく普及促進だとなれば、要件はできるだけ緩和したいという観点から話が出てくるでしょうし、そうではなくて、榊原委員がおっしゃるような、将来的なモデルの理想系の一つとして考えるのであれば、できるだけ高い水準で教育の質、保育の質を高めるような基準が設けられると思います。ですから、その辺をはっきりしないと、どちらが良いかというのは水掛け論になってしまうので、その辺のことも念頭に置いて基準づくりをしていただきたいと思います。

私は、どちらかという、やはりモデルを追求するような形で、高いものを設けて、認定こども園法に基づく情報公開だけではなくて、恐らく、施設型給付の中に組み込まれる施設として、施設型給付の運営基準にも幼保連携型認定こども園は入りますよね。ですから、そこで恐らくいろいろな情報が公開される時に、今のような方が園長を務めているよりも、きちんとした資格で運営されている施設のほうが良いという形にもなるでしょうし、その辺のことも含めてお話を詰めていただければと思います。

○都賀委員 私は年長の男の子を幼稚園に通わせていまして、育ちの面で、アレルギーなどいろいろ心配な点がある子供ですが、何かある都度、園長先生が気安く相談に乗っていただいて、その都度、現場を長年見てきた経験を積まれた方のアドバイスとして、私としては、子供を育てる上でとても心強いアドバイスをたくさんいただいています。ぜひとも、経験ということを尊重していただけたら、保護者としては感謝したいところです。

○柴崎部会長 ありがとうございます。

そのほかにも食事関係が大きな課題ですね。調理室をどうするか、食事の提供の仕方をどうするか。そこについてもご意見を伺いたいと思います。

○安念委員 普通に食べ物を食べられる子供は置いておいて、やはり弱い立場の子供、決定的なアレルギーを持つ子供たちをどう守るかが一番大切だと思います。その場合、私は専門家でも何でもないのですが、専門家に伺いたいのですが、日本の保育所は、ずうっと自園調理にこだわってきましたね。それが本当にアレルギーの子供を守る点でそれを強制するほうがいいのかどうかということです。つまり、アレルギーというのは、高度な専門的知識がないと対処できないわけでしょう。それなら、アレルギーとか特別のケアをしなければならない子供の食事については、むしろアウトソーシングしたほうが良いという考え方があり得るのでしょうか。それは、調理をしている父や母の後ろ姿を見て育つべきであるとか、根性論ではなくて、サイエンスの立場からどっちが良いのかということは本当に考えなければいけないことだと思いますが、どのようなものでしょうか。

○榊原委員 特区で始まった保育所の自園調理の外部化という議論にも参加してきましたのですが、アウトソーシングの議論が出てきた背景は、財源がないので保育所の調理員に割く職員費を、地域にある小学校の給食センターから給食を持っていくことが肩代わりさせ、その浮いたお金で、延長保育やほかの保育ができるようにする、そういう自治体の要請がベースです。

○安念委員 そうですね。

○榊原委員 ですので、アウトソーシングをして、より高度な調理の機能をどこかに担ってもらうようなことで行われているアウトソーシングは、私は聞いたことがないですし、恐らく、乳児や幼児の調理の形態はものすごく細かく日々刻々と変わっていくものなので、そんなことに対応できるような、量も少ないニーズに対応できるような調理を行うような業者が、少なくとも現段階では、あると聞いたことがないですし、アウトソーシングする際に一番安定的に使われる機関が、公立でしたら地域の学校給食センターでしょうし、そうでなければ民間の業者さんで、できるだけ規模の論理で大量に食材を得てということになります。

ですので、アレルギー児への対応で四苦八苦されている保育所の方たちは、自園調理だと、近くに調理員と栄養士がいて、日々の子供の体調を見ながら調整できると。今日はおかゆでなければだめだとか、今日はここまで食べさせられるなど、お母さんから朝、様子を聞いた上で、その日の調理に反映させるというようなことがきめ細かくできるので、自園調理は手放したくないというのが基本だと理解しています。

○柴崎部会長 今回の件について、ほかの委員の方、いかがでしょうか。

栄養士さんたちも研修を受けながら、だいぶ細かな対応ができるようにはなりつつあると思いますね。

○柘澤委員 まず、アレルギー児に関しては、我々からすると、単に調理の段階ではないんですね。やはり下膳してくるまでがアレルギー対応なので。小さな子供ですから、隣の子供のものを食べてしまったり、落ちていたものを拾って食べてしまったりすることもありますのでね。よくアレルギー対応というと、つくるだけという部分の対応をとにかく捉えがちですが、提供して最後に調理室に戻ってくるまでがアレルギー児対応という形で捉えています。

アレルギー児の子が、ヒューマンエラーという部分からすると、全く違うものを出したほうがいいわけです。青いものであれば、その子は赤いもののほうが、間違いなく、この食材は違うとわかったほうがいいので、それは、変な話、アレルギー児対応はそういうほうがいいのかと思います。ただ、友だちと似たようなものを食べているという、要するに、気持ちへの配慮を考えてあげたときに、我々はそうした部分でできるだけ、例えば卵がダメといいながらも、そこは違う形で似たようなものをつくってあげる。逆に言うと、それはヒューマンエラーを引き起こす可能性があります。そういう部分を配慮するのであれば、お弁当にしろという形になってしまうかもしれません。でも、そうした形の中で、我々は保育所の中で、そうした部分の対応をしていながら、こういう育てをしてあげたいというのは、この論議とはずれてしまうかもしれませんが、そういう思いで調理を行っています。

○柴崎部会長 やはり自前の調理室があることの大切さのようなことでしょうかね。

○柘澤委員 食育とかという部分も重なってきますので。

○柴崎部会長 今、お弁当のことにも触れましたが、幼保連携型のこども園だと、お弁当問題は必ず出てきますが、その辺はいかがですか。

園によっては、希望した親子で週に1回とか2回、実施しているところが多いような気がします。

小原委員、どうぞ。

○小原委員 先ほど、施設長の話もありましたが、幼稚園と保育園の機能が両方ある中で、施設長の考え方が、どちらかというと幼稚園寄りというか、教育に重きを置いているか、保育のほうかということで、このお弁当問題も、わりと、お母さんがつくったお弁当を持参するべき的な考え方が強い園長先生だと、どうしても、事あるごとにお弁当を持ってき

たほうが望ましい的な指導になってしまうのかなということを聞いたりしています。そういう意味でも、施設長さんの資質は、幼稚園の園長先生として素晴らしいということだと、逆に保育のほうの方がわかっていなかったり、その逆ということもあるので、お弁当問題に限らず、働く親の立場のこともよく理解しつつ、今の教育、小学校との連携などもよくわかっていらっしゃる人が務めるべきなので、そういったことで、お弁当問題は、実情をよくわかっていただければ解決するのかなと思います。

もう1点。20人未満の施設はキッチンのような調理施設でいいという話ですが、それこそアレルギー対応など非常に怖いという指摘がある中で、施設の条件によって、逆に職員のヒューマンエラーを起こしやすいというお話もありましたけれども、負担を増やしてしまうような基準は、ちょっと問題じゃないかなと思いました。

○柴崎部会長 そうすると、人数にかかわらず、調理室があるといいと。

○小原委員 ちょっとよくわかりませんが。

○柴崎部会長 ほかにいかがでしょうか。

○柏女副部会長 全体にわたることですが、先ほど来、幼保連携型認定こども園を東京都としてどう考えるかということで、幾つか、普及促進していく、つまり、幼保連携型認定こども園が標準装備だという考え方と、幼稚園もあり、保育園もあり、それら両方の機能を果たすモデル的な園をつくるという2つの考え方、これは相互に対立するものではないと思いますが、ただ、東京都の中にも過疎地があるわけで、そこは、今、幼稚園や保育所が残っていくために、幼保連携型認定こども園という形で標準装備をしていったほうが効果的だという地区も当然あるだろうと思います。

そのときに、ここで決めてしまう基準は、そういう地域も包含してしまう、そこは適用除外というわけにはいかないもので、そうすると、モデル的な園を目指すということだけでは、この基準は決めにくい面があると思いました。それは、自治体によっては、そうされてしまっただけで困るという地域も当然出てくる可能性があるのではないかと考えていますので、そこも慎重に考えていかなければいけないと思います。

○柴崎部会長 貴重なアドバイスをありがとうございました。

○網野委員 冒頭にオブザーバー論が出ましたけれども、オブザーバーの一人として、私も、児童福祉審議会や、この子供・子育て会議で、全ての部会でオブザーバーに参加させていただきます。個人としての意見は確かに、あってはいけないというほどではないでしょうが、本来のものではないと思いますけれども、全体のことを考え、東京都としてどう

かという際には、委員の皆様方のいろいろなご意見を聞かせていただいた上で、もし、補足として参考になることや、こういうような客観的な状況などについては、機会があれば述べたいと思って参りました。

今日のいろいろな議論の中で、最後に柏女副部長もお話しされましたし、いろいろ議論が交わされた一番のポイントは、何のための幼保連携型認定こども園なのか、なぜ幼保連携型認定こども園を特別に考慮しているのかということ、私なりに、補足に近いことですが、お聞きいただければと思います。

一番大事なことは、そもそも論から始まりますと、以前の与党の新しい子ども・子育て支援の新制度の中核にあったものが総合こども園法でした。ですから、総合こども園法は、何かということはずっと関連していると思います。廃案になったからというだけではなくて、これは当時の与党と野党との、政局を含めてのいろいろなことがありましたね。ところが、衆議院と参議院の与野党のウェイトの違いとかいうことで、総合こども園法は衆議院までは通過したんですよね。総合こども園法をずうっと進める上で、内閣府も、文科省も、厚労省も、国の立場としては、モデル的とまでは表現しないですけども、本当に子供の、それこそ命・健康も含めて、子供の最善の利益も含め、教育も保育も含めたとき、これは今後普及させたいという思いが明らかに強かったと思います。

私も国際比較研究をいろいろしていますけれども、日本は幼保二元性で長い歴史を持っていますが、幼保一元の特長はいろいろあるわけで、その総合こども園法はまさに、私は、もしあの法律のとおり成立したら、世界でも画期的な幼保一元の法律だったと思います。幼保一体化よりも、幼保一元の法律として意味が出てきたと思います。

当然、政策誘導としても、総合こども園をどんどん増やすという意向はかなりありました。そのための議論も結構ありました。例えば、今日は議論になっていませんが、保育教諭という専門の職員を拡大するために5年間の特例措置、これは最初から考えていろいろ進めていましたね。これは明らかに、平成 27 年 4 月から総合こども園をどんどん普及させるための一つの大きな柱だったわけです。

そういうことを含めたときに、例の参議院における与野党逆転の状況の中で廃案になりましたけれども、全体ではないかもしれないけれども、なぜ、こんなに幼保連携型認定こども園を位置づけたか、しかも、その後の新しい関連三法の説明でも、政府は、幼保連携型認定こども園という位置を施設型給付の中でもかなりウェイトを置いて示していますよね。それは何かということを含めると、都道府県段階、市区町村段階での今後のあり方か

ら言うと、先ほど来申し上げました「子供にとっての」ということが一番中心にあることが望ましいわけです。必ずしもそれだけではないですが、本当にこれからの乳幼児期の子供にとって何が大切かという趣旨で言えば、やはりモデル的という要素が含まれていたと思います。

待機児童対策ではないということは、全くそういう意味ではなくて、東京都として、幼保連携型認定こども園、つまり、改正認定こども園法の中で、新たにこれだけ新しい位置づけで意味づけていることは、非常に大きな意味があるかと思います。

そうしますと、いろいろ出されたご意見の内容も踏まえますと、例えば園長の役割や専門性がこのようなことでいいのかということは、ある意味で、一番疑問に出てくることだと思います。あるいは、先ほど来、議論されてきました給食、食事、自園調理、これも本当に子供の、幼児期の教育と保育ということをしっかり踏まえるならば、子供にとっての大事な生活の場、いつも家庭や保護者と結びついて子供が育つ、その環境として、単に、食や栄養だけではない、本当に一人一人の子供にとって、食べることへの意欲、生活のリズム、もっと広く言えば、実は、この時期の子供たちだって食に参加しているわけですね。時には調理まで具体的な参加というだけではないけれども、そういうこともしっかり踏まえると、調理員は必置でなければいけないという意味も、もっといろいろな意味で受けとめられますよね。給食はしないということではなくて、給食も大きな食育の一環ですね。

そういう一つ一つを捉えたときに、今、幼保連携型認定こども園の核となる、先ほど来いろいろ議論されている保育の質を一番確保するための、仮称ですが、保育要領の全容がおおよそ固まって、3月までに告示化されるころまで来ていますね。この保育要領はまさに、物的環境、自然的環境、例えば面積基準もそうですし、いろいろなことも含めての環境を含めた、どちらかという、ハードも、ソフトも、総合的に捉えた保育の質をどうしたらいいかの、一つの指針というか、基準的な趣旨が入っていますので、これらを踏まえて、国の制度の中で、東京都としてはということ、何人もの委員の方々がおっしゃっているように、何を指すのかということは、共通理解の中で進める必要があるのではないかと思います。

意見が少し入って、申し訳ありません。

○柴崎部会長 ありがとうございます。

柏女副部会長にもまとめていただきましたし、また、オブザーバーである網野委員から

も、さらにその根底にある考え方をご示唆していただけたと思います。これをベースにし  
ながら、次回は、都のほうで基本的なものを整理していただいて、私たちは、何を骨格に  
しながら、どういう方向性を目指し、長期的なビジョンとして何を見通しながらつくるの  
かということ、もっと基本的なことを合意しながら進めていけたらと思っております。

最後に、事務局から、次回の日程等についての連絡事項があればお願いします。

○調整担当課長 本日は、大変貴重なご意見をありがとうございました。事前にいろいろ  
ご意見をいただいていたから、さらに今回ご議論いただきましたので、次回の部会  
際には、ある程度、いただいたご意見をもとに、案として示せるようにしたいと思います  
し、資料の要求等がございましたので、それについてはできる限り、事前に対応できるも  
のについては委員の皆様方にお示ししたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしく  
お願いいたします。

次回の認定こども園部会ですが、冒頭にご説明したとおり、4月に開催したいと考えて  
おります。日程については、別途、委員の皆様方にご報告させていただきますので、よろ  
しくお願いいたします。

また、本日配付しました資料は、計画策定・推進部会と同様、ここに置いておいていた  
だければ、後で郵送させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○柴崎部会長 それでは、本日の会議はこれで終わりたいと思います。どうもお疲れさま  
でした。

午後8時03分閉会